

- 横浜市港湾施設条例は、岸壁、荷さばき地、港湾緑地などの港湾施設の適切な利用・管理に必要な許可や制限の内容、使用料等を規定している条例です。
- 持続可能な港湾経営に向けて、①水際での感染症対策の強化、②自動車ターミナルの国際競争力強化、③港湾緑地等での民間活力の更なる活用、④受益者負担の適正化等の観点から、横浜市港湾施設条例を一部改正します。
- 令和4年4月1日（一部を除く。）の施行を目指します。

※ 下線部は、令和3年12月15日の国際・経済・港湾委員会における報告からの主な変更箇所

1 水際での感染症対策の強化

横浜検疫所から感染症の防疫リスクが高まるような船舶の入港を認めない措置等が要請されており、条例で感染症の予防又は感染の拡大の防止を明確化するため、港湾施設の使用許可をしない規定に追加します。

(追加) 市長は、港湾施設の使用が次のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

- (1) 港湾施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 港湾施設の管理上支障があるとき。
- (3) 公益を害するおそれがあるとき。
- (4) 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

2 自動車ターミナルの国際競争力強化

横浜港の輸出の約5割を占める自動車貨物取扱の国際競争力強化を図るため、国際コンテナ戦略港湾の施策と同様に自動車ターミナルの貸付及び料金の規定を追加します。

貸付制度を導入することで、民間事業者の視点を取り入れた集貨のための営業活動やそれに応じたターミナルの運営が行われ、取扱貨物量の増大につながります。

(追加) 前2項(コンテナターミナル)の規定は、市長が告示する港湾施設を特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づき国土交通大臣が指定した法人(横浜港埠頭株)に貸し付ける場合に準用する。

〔貸付料〕自動車ターミナル用地 70円/㎡・月(コンテナターミナルと同水準)

	これまで	条例改正後
荷さばき地等	船が入港する都度、必要な期間・面積を港運業者に使用許可 ※平均使用率 約6割	ターミナル全体を本市から横浜港埠頭株に10年間の長期にわたって貸し付け、船会社又は港運事業者が運営
料金	14円/㎡・日	70円/㎡・月(コンテナターミナルと同水準)
維持管理費	警備費、補修工事費等の管理費を本市が負担(1ターミナル:年間約1億円)	借受者の負担となるため本市の負担は無し ※本市の収支は実質これまでと同水準

大黒ふ頭 C3 ターミナル



自動車専用船で賑わう大黒ふ頭



3 港湾緑地等での民間活力の更なる活用

港湾緑地等において、民間のノウハウや資金を一層積極的に活用するため、本市が設置した建物等を店舗等の便益施設として、民間事業者が管理・運営できるよう拡充します。

(変更) 機能の増進に資する施設を設置し、及び又は管理しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。

【設置等許可による事業の進捗状況】

4 受益者負担の適正化

(1) 客船受入関連経費に対する料金徴収

東アジアのクルーズ発着拠点として、将来にわたり、乗客の安全快適な受入に必要なサービス水準を保ちながら、客船の寄港を安定的に継続していくため、埠頭内の歩行者動線の設定、テントの設営、案内誘導、警備等の受入経費に対する負担として、受益者である客船運航会社から料金を徴収します。(施行は国際クルーズ再開の時期に合わせてます。)

〔受入設備使用料〕 乗客一人当たり 700 円 (日本籍船：乗客一人当たり 200 円)

【参考】1 諸外国等のターミナル関連料金

港名	円/人
シアトル	3,527
シドニー	3,270
ロサンゼルス	1,671
香港	1,650
基隆	1,650
バンクーバー	1,472
マイアミ	1,443
熊本	1,040
横浜 (外国籍船)	700
博多	500
佐世保	500
バルセロナ	353
釜山	330
那覇	280
横浜 (日本籍船)	200

2 客船1隻当たりの収支の概算(万円)

(1) 外国籍船

支出	2年度	4年度	備考
受入経費	940	490	運営効率化による縮減
シャトルバス等	150	0	船会社負担に変更
合計	1,090	490	
収入	2年度	4年度	備考
岸壁使用料	30	110	減免の見直し
受入設備使用料	-	380	条例改正による新設
合計	30	490	

(2) 日本籍船

支出	2年度	4年度	備考
受入経費	110	60	運営効率化による縮減
シャトルバス等	90	0	船会社負担に変更
合計	200	60	
収入	2年度	4年度	備考
岸壁使用料	17	30	減免の見直し
受入設備使用料	-	30	条例改正による新設
合計	17	60	

※東アジアのクルーズ発着拠点について

2019年の発着クルーズ回数では、横浜港が日本1位、アジアで4位(1位：シンガポール、2位：上海、3位：台湾・基隆)

【発着寄港】 着岸すると乗客の入れ替えを行うもの。市内での観光や前後泊も望める。

【一時寄港】 朝着岸し、乗客が観光に出掛け、夕方同じ客船に戻り出港するもの。

超大型客船の受入時の様子 (令和元年度)



(2) 港湾施設使用料等の設定及び改定

ア 内港地区へのプレジャーボートの受入と適正な料金設定

海からの集客による更なる都心臨海部の賑わい創出のため、内港地区の指定する岸壁にプレジャーボートを受け入れ、類似施設の料金を参考に適正な料金を設定します。

〔総トン数 500 トン未満のプレジャーボートの岸壁使用料〕

日付けごとに 1 回の使用につき

全長 12m 未満：4,000 円、 全長 12m 以上：8,000 円

(類似施設の料金)

横浜ベイサイドマリーナ

12m：4,400 円

24m：8,800 円

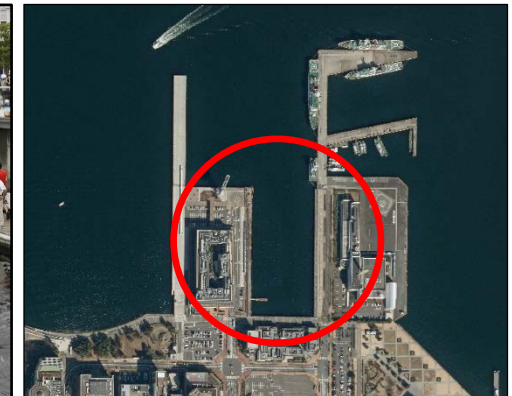
葉山港

12m：3,980 円

17m：6,480 円



新港ふ頭岸壁位置図



イ 日本丸メモリアルパークの利用料金の改定

横浜みなと博物館のリニューアル等に伴い、利用料金(上限)を改定し、周辺施設の料金と均衡を図ることで、指定管理者の収支を改善し、指定管理料増加を抑制します。

横浜みなと博物館入館料 (400 円→500 円)

(周辺施設の料金)

三菱みなとみらい技術館：500 円

カップヌードルミュージアム：500 円

会議室利用料：例 (1,000 円→1,500 円/時間)

(周辺施設の料金)

神奈川産業振興センター：1,700 円/時間

横浜ワールドポーターズ：2,000 円/時間

日本丸メモリアルパーク・横浜みなと博物館



ウ 大さん橋国際客船ターミナルの事務室又は店舗に係る利用料金の改定

一部設備のリニューアルに伴い、事務室又は店舗に係る利用料金(上限)を改定します。

事務室又は店舗(自動販売機の設置場所を含む。)利用料 (3,000 円→5,000 円/㎡・月)

5 その他の改正項目

条文及び別表の軽微な修正 等